

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

**SWIFT (国際銀行間通信協会)**  
ウクライナに侵攻するロシアへの制裁措置として、各国の主要金融機関が参加する国際銀行間の送金・決済システムであるSWIFTからロシアの主要銀行を排除する。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

2/28(月) 仏滅	12月決算法人の確定申告ほか
3/1(火) 大安	春の全国火災予防運動
2(水) 赤口	
3(木) 友引	旧暦2月1日、ひな祭、耳の日
4(金) 先負	北京冬季パラリンピック(～13日)
5(土) 仏滅	啓蟄、中国全国人民代表大会開幕
6(日) 大安	東京マラソン

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/21(月)	26,911 ▼211	114.92 △0.19
22(火)	26,450 ▼461	114.73 △0.19
23(水)	天皇誕生日	
24(木)	25,971 ▼479	114.61 △0.12
25(金)	26,476 △505	115.27 ▼0.66

## 4月から制度改正される「iDeCo」

## ◆iDeCoにおける税制優遇措置

iDeCo(個人型確定拠出年金)は、加入者自らが掛金を拠出して運用を行い、公的年金に上乗せして給付を受け取れる私的年金制度で、約231万人(本年1月時点)が加入しています。

iDeCoでは、掛金の拠出時・運用時・受給時に税制の優遇措置が講じられており、掛金は加入者によって異なる上限額がありますが、全額所得控除の対象となり、運用益は非課税です。また、受給時には所得控除(一時金で受給する場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」)を受けることができます。

なお、原則として60歳まで引き出すことはできません。

## ◆本年4月以降に実施される制度改正

本年4月から次のような制度改正が実施されます。

## ◎受給開始時期の上限年齢引上げ(4月施行)……

公的年金の受給開始時期の選択肢拡大にあわせて、iDeCoにおける老齢給付金の受給開始時期(現行60～70歳)の上限年齢を75歳に引上げます。

◎加入可能年齢の拡大(5月施行)……現行、iDeCoに加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、65歳未満に拡大されます(自営業者や専業主婦などの第1号・第3号被保険者は60歳以降、国民年金に任意加入している方が対象)。

◎企業型DC加入者のiDeCo加入要件緩和(10月施行)……企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者は労使合意に基づく規約の定めや事業主掛金の上限引下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。

■この記事の詳細は、情報BOX201508

## 3月以降の雇用調整助成金の特例は

新型コロナの影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について、本年3月から原則的な措置における助成額の日額上限が9千円(現行1万1千円)に引下げられます(助成率は変更なし)。ただし、地域特例・業況特例については現行措置(助成率：最大10/10、日額上限：1万5千円)のまま維持されます。

また、厚労省は本年4月以降の予定を公表し、3月からの助成内容を6月まで継続する方針です(4月以降に業況特例を利用する場合は毎月業況を確認するとしています)。

なお、新型コロナ対応休業支援金・給付金については、3月以降も変更ありません。

## ★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※令和3年分所得税の確定申告は3月15日(火)が期限ですが、新型コロナの影響で申告が困難な場合は4月15日までの間、申告書に延長申請と記載することで認められます。

※1日から全国火災予防運動。今年の統一標語は「おうち時間 家族で点検 火の始末」です。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、完全回収に取り組み資金繰りの改善に努めます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## iDeCo の概要と令和4年4月以降の制度改正

## ◆iDeCo（個人型確定拠出年金）の概要

iDeCo は、任意で申し込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入者自らが掛金を拠出し、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。平成29年（2017年）1月から、基本的に公的年金制度に加入している60歳未満の全ての方が加入できるようになりました。

## ◎3つの税制優遇

## ①掛金が全額所得控除

iDeCo の掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。

## ②運用益が非課税

通常、金融商品の運用益は課税（源泉分離課税 20.315%）対象となりますが、iDeCo での運用益については、非課税で再投資されます。

## ③受給時は所得控除

iDeCo の年金資産は、老齢給付金として原則、60歳から受け取ることができます。受取方法は年金か一時金を選択（金融機関によっては年金と一時金を併用可能）でき、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となります。

## ◆令和4年4月以降に実施される制度改正

## ◎受給開始時期の選択肢の拡大（令和4年4月1日施行）

令和4年4月から、公的年金の受給開始時期の選択肢拡大（繰下げ受給の上限年齢を75歳に引上げ）にあわせて、iDeCo における老齢給付金の受給開始の上限年齢を70歳から75歳に引き上げます。

これにより、60歳（加入者資格喪失後）～75歳に達するまでの間で受給開始時期を選択することができるようになります。

※昭和27年（1952年）4月1日以前に生まれた方は、施行日の前に70歳に達しているため、受給開始の上限年齢は70歳となります。

## ◎加入可能年齢の拡大（令和4年5月1日施行）

現行、iDeCo に加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、令和4年5月から65歳未満に拡大されます。これにより60歳以上の方でも、第2号被保険者（会社員など）又は国民年金に任意加入している第1号・第3号被保険者（自営業者・専業主婦など）であれば、iDeCo に加入可能となります。

また、これまで海外居住者はiDeCo に加入できませんでしたが、国民年金に任意加入していればiDeCo に加入できるようになります。

※老齢基礎年金又は老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求された方は、iDeCo の加入要件を満たした場合であっても加入することはできません。

## ◎iDeCo の脱退一時金の受給要件の見直し（令和4年5月1日施行）

現行、iDeCo の中途引き出し（＝脱退一時金の受給）が例外的に認められていたのは、国民年金の保険料免除者である方に限られていましたが、令和4年5月から国民年金被保険者となることのできない方で、通算の掛金拠出期間が5年以内又は資産額が25万円以下であることなどの一定要件を満たす場合には、iDeCo の脱退一時金を受給できるようになります。

## ◎制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善（令和4年5月1日施行）

令和4年5月から「終了した確定給付企業年金（DB）からiDeCo への年金資産の移換」などを可能にします。

## ◎企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和（令和4年10月1日施行）

現行、企業型DC加入者のうちiDeCo に加入できるのは、iDeCo 加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあり、かつ事業主掛金の上限を引下げた企業の従業員に限られていましたが、令和4年10月から労使合意に基づく規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくてもiDeCo に原則加入できるようになります。

ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合計額が一定の拠出限度額の範囲内であることが必要です。また、企業型DCにおいて加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには、iDeCo に加入できません。